

石川広域データ連携基盤（IDCP） サービス利用規約

（連携事業者向け）

第1条（目的）

本規約は、IDCP とのサービス連携に関する基本事項を定めることを目的としております。

2 IDCP と連携する際には、本規約が適用されます。なお、本規約については、サービス連携した時点で同意されたものいたしますので、連携の前に必ずお読みください。

3 規約の変更があった場合には、皆様へ通知いたします。

第2条（用語の定義）

用語の定義は以下の通りです。

用語	定義
IDCP	Ishikawa Prefecture Regional Data Collaboration Platform の略称 石川県が提供する石川県広域データ連携基盤のこと
本規約	石川県広域データ連携基盤（IDCP） サービス利用規約（連携事業者向け）
本サービス	IDCP サービスが基本機能として提供するサービスの総称 サービス利用者が利用登録完了後、利用できるようになる行政サービス ・いしかわポータル ・いしかわ ID 発行・管理サービス ・パーソナルデータ連携サービス
外部連携サービス	サービス利用者がいしかわポータルを通じて利用することが可能な外部サービスの総称
サービス利用者	本サービスを受けるために利用登録を行い石川県との間で本サービスの利用に関する契約が成立し、本サービスを利用できる個人
サービス連携事業者	IDCP と連携し、外部連携サービスを提供する市町や民間企業等の事業者
パーソナルデータ	個人情報保護法に規定する個人情報及びプライバシーに関わる情報のこと
データ提供元	IDCP にデータを提供したもの（サービス利用者（個人）や事業者（自治体、民間企業等））
データ主体	パーソナルデータの本人
いしかわ ID 発行・	利用登録時に IDCP（石川県）がサービス利用者の識別子として発行する ID

管理サービス	
同意管理画面	サービス利用者が外部連携サービスを利用するためにデータ提供の同意を任意で選択できるポータル上の設定画面のこと サービス利用者は自身の同意状況についてもいつでも確認及び変更することが可能
シングルサインオン	IDCPへログインしている状態であれば、他のサービスへ情報の再入力を行わずにログインできる機能
ワンスオンリー	IDCPへログインしている状態であれば、登録情報がサービス利用時のユーザー情報等に自動入力される機能
いしかわポータル	石川県が整備するポータルサイト パーソナライズされた住民サービスを24時間・365日いつでもスマートフォンなどで利用が可能
デジタルIDアプリ	SHIKIといったマイナンバーカードを連携することで公的個人認証を実施することができるアプリ

■サービスの提供

第3条（サービス利用者への提供サービス）

IDCPは、利用者視点でおすすめのサービスや情報を提供する新たな行政サービスです。IDCPの利用者登録、いしかわポータルでの利用者の許諾に基づき以下の行政サービスを受けることができます。

サービス	概要	事業者
いしかわポータル	利用者個人や属性に応じて、県や市町の行政に関して、必要な情報を、必要なときに、配信するサービス	石川県
いしかわID発行・管理サービス	いしかわポータルを始めとした各種サービスで利用可能なIDの発行・管理を行うサービス 他サービスで利用している他IDとの紐づけや他サービスからの利用も可能とする	石川県
パーソナルデータ連携サービス	県の保有するパーソナルデータをデータ主体（利用者）の同意状況に基づき市町やサービス事業者に連携・提供するサービス	石川県

さらに、IDCPはより便利なサービス提供に向け、様々な外部連携サービスと連携します。外部連携サービスについては第4条に記載しています。

第4条 (IDCP とのサービス連携)

サービス連携については、石川県が別途定める連携審査によって連携可否を判断します。連携審査にて連携を認められた場合のみサービス連携事業者としてサービス連携をすることができます。

2 IDCP と連携している外部サービスは以下の通りです。

サービス	概要	事業者	連携開始時期
トチポ	利用者への自治体ポイント付与施策に活用することで、住民はトチツーカー加盟店や公共機関、市の役所にてキャッシュレス決済が可能となるサービス	珠洲市 石川県 能美市 小松市	令和6年10月 令和7年2月 令和7年3月 令和7年10月
スポーツセンター会員サービス (Atoms-V)	いしかわ総合スポーツセンターの会員登録及び会員サービスの利用が可能となるサービス	石川県	令和7年3月
ライドシェアアプリ「パプテク」	タクシーが不足している夜間の時間帯に運行する自家用車を活用した運送サービス	小松市	令和7年3月
のとピット	施設等に設置された QR コードを読み取ることで、デジタル通貨に交換可能なポイントを受け取ることができるサービス	石川県	令和8年2月
のとピットポイント (giftee eGift System)	のとピット (チェックイン) で受け取ったポイントを、デジタル通貨に交換するサービス	石川県	令和8年2月
のとピットみまもり (NEC 応援 経済圏構築プラットフォーム)	のとピット (チェックイン) で QR コードを読み取った際に、読み取ったことをメールで通知するサービス	石川県	令和8年2月
けんこうマイレージ	歩数計測やバイタルデータの入力・管理をすることで、健康管理が可能となるサービス	石川県	令和8年2月

第5条 (サービス利用者へのサービス提供)

サービス連携事業者はサービス利用者に対して、サービス利用に関するルール (利用規約等) を提示し、サービス利用者がサービス提供及びデータ提供に関して同意した場合のみ外部連携サービスの提供が可能となります。IDCP の同意管理機能にてサービス利用者からの同意取得は可能です。

2 1 項のサービス連携事業者が定めるサービス利用に関するルール（利用規約等）に関する変更については、石川県からの通知は行わないものとし、サービス連携事業者の責任においてサービス利用者へ通知することとします。

第6条（パーソナルデータの取扱）

サービス利用者から取得したデータにパーソナルデータが含まれる場合は、サービス連携事業者は個人情報保護法など適用される法令・ガイドライン等を遵守することとします。

第7条（禁止事項）

サービス連携にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- ① 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為
- ② 公序良俗に反する行為
- ③ 石川県、本サービスの他のサービス利用者又はその他の第三者の知的財産権、営業秘密、限定提供データ、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含む。）
- ④ 本サービスを通じ、以下に該当する情報又は石川県が該当すると判断する情報を石川県の同意なく提供すること
 - ア 過度に暴力的又は残虐な表現を含む情報
 - イ コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報
 - ウ 当組織の名誉又は信用を毀損する表現を含む情報
 - エ 差別を助長する表現を含む情報
 - オ 反社会的な表現を含む情報
 - カ 他人に不快感を与える表現を含む情報
- ⑤ 本サービス（又は本サービスのネットワークやシステム等）の運営を妨げ、支障を及ぼす行為
- ⑥ 石川県が提供するソフトウェアその他の情報システムに対する解析行為（リバースエンジニアリング等）
- ⑦ 石川県のネットワーク又はシステム等への不正アクセス及び当社設備に蓄積された情報の不正書き換え若しくは消去する行為その石川県に損害を与える行為
- ⑧ 本サービスの他の利用者の ID 又はパスワードを利用する行為
- ⑨ 石川県、本サービスの他のサービス利用者又はその他の第三者に成りすます行為
- ⑩ 反社会的勢力等への利益供与につながるような行為

- ⑪ 本サービスの利用規約及びサービスの趣旨・目的に反する行為
- ⑫ その他石川県が不適切であると判断する行為

第8条（規約違反等の場合の措置）

石川県は、サービス連携事業者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合には、通知催告を要することなく直ちに連携を解除することができます。

- ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ② 営業停止、営業許可の取り消し等の処分により事業継続が困難になった場合
- ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあったとき
- ④ 差押、仮差押え、本規約に関する仮処分等の強制執行を受けたとき
- ⑤ 支払停止もしくは支払不能となったとき
- ⑥ 解散、合併又は営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき
- ⑦ 支払停止もしくは支払不能となったとき、又は手形が不渡りとなったとき

2 石川県は、サービス連携事業者が本規約に規定する義務に違反し、石川県が相当な期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、違反状態が是正されないときは、連携を解除することができます。

第9条（IDCP 連携サービスの終了）

サービス連携事業者は石川県と協議の上、外部連携サービスの提供を終了することができます。ただし、終了にあたっては少なくとも7ヶ月前には石川県へ通知することとします。

■IDCP へのデータ提供

第10条（データ提供）

石川県は、本事業によるパーソナルデータ取扱いについては、データ提供者が許可する範囲において利用・提供することができるものとします。

2 データ提供者は、提供データにパーソナルデータが含まれる場合、石川県に対し、パーソナルデータの主体の本人から石川県に対する提供について同意を取得していること（パーソナルデータの主体から当該同意を取得することが困難な場合にあつては、データ提供者から石川県に対する提供について同意以外の法的根拠が存在することを含みます。以下、次項において同じ）及び提供対象データの提供によってプライバシー、名誉その他の人格権

又は人格的利益を侵害することがないことを表明し、保証しなければなりません。

3 前項の場合において、石川県は、データ提供者が前項に基づく同意の取得を行っていることを確認するものとし、これらを確認できない場合には、データの提供を拒否できるものとし、

4 提供データに個人情報またはパーソナルデータが含まれる場合、提供及び取得について、石川県及びデータ提供者は、前 2 項のほか個人情報保護法に規定される手続（適用される匿名加工情報や個人関連情報に関する規律を含む）を適正に実施しなければなりません。

5 データ提供者が第 2 項の表明保証を行った後にデータ提供者が同項の同意を取得していないことが発覚した場合又は第 7 条（禁止事項）に違反することが発覚した場合、石川県は、プライバシー、名誉その他の人格権又は人格的利益の侵害を防止するために必要な措置をとることとします。

第 11 条（データの利用許諾と知的財産権その他の権利）

石川県へのデータ提供は、当該データに関する知的財産権等の譲渡、移転、利用許諾を意味するものではありません。なお、データ提供者は、石川県及び石川県から当該データの利用許諾を受けた第三者に対して著作権人格権を行使しないものとし、

2 データ提供者は、石川県に対し、本サービスに必要な範囲内で、提供したデータの利用又は第三者に対する利用権限の付与を許諾します。

3 データ提供者は、本サービスにおいて提供するデータが、データ提供者の知る限りにおいて、第三者の知的財産権等を侵害せず、不正競争行為に該当しないことを保証します。

第 12 条（データの取扱）

石川県は、別途定めたプライバシーポリシー及びセキュリティポリシーに基づき、データを適切に取り扱います。

■IDCP からのデータ取得

以下に基づき、IDCP にて保有しているデータを取得することができます。

第 13 条（提供条件）

IDCP からデータ提供を受ける場合は各号に定めた内容を遵守しなければならないとします。

- ① 漏えい、改ざん、消去その他のデータの安全管理のために必要な措置を講じること
- ② 石川県が別途定めるプライバシーポリシー及びセキュリティポリシーと同等以上の

管理・運営体制を整備すること

③ データの利用目的を明確にすること

④ データに応じて、各種法令又はガイドラインに従い、当該データを適切に管理するための措置を適切に講じること

2 データ提供時は、必ずデータ提供元の同意を取得することとし、同意が得られた場合限りデータ提供を行います。

3 石川県から提供を受けたデータを第三者に提供してはなりません。

第14条（データ管理体制）

パーソナルデータを取り扱う場合、別途定めるデータ利活用ガイドラインに記載の通り個人情報・プライバシー保護を主体的に行う個人情報・プライバシー保護責任者及び個人情報・プライバシー保護担当者等の人員を配置し、データ保護体制を整備することとします。

2 パーソナルデータを取り扱う場合、石川県に対して取扱いに関する報告を行うこととします。

第15条（利用状況の確認）

石川県は、データの利用状況を確認する必要があるときは、サービス連携事業者に対し、データの利用状況に関する資料の提供、情報その他必要な協力を求めることができます。

2 個人情報またはパーソナルデータが含まれる場合、石川県は、当該データに関するサービス事業者に対し、必要に応じて監査を行うことができます。

第16条（データ利用の終了）

石川県は、データを利用しているサービス連携事業者が以下の各号のいずれかに該当する場合、利用している全てのデータについて返還を求め、又は石川県が定める方法で、当該データ(複製物を含む。以下本条において同じ)の廃棄又は消去を求めることができます。

① 第13条（提供条件）に違反した場合

② 正当な理由なく第15条（利用状況の確認）に基づく協力又は監査を拒絶した場合

2 石川県から前項に基づく求めを受けた場合、それ以後当該データを一切使用してはなりません。

第17条（サービスの終了後の措置）

サービス連携事業者は外部連携サービスの提供を終了した後、データを利用してはなら

ず、速やかに当該データ（複製物を含む。次項において同じ）を全て廃棄又は消去しなければなりません。

2 前項に関して、石川県は、サービス連携事業者に対し、当該データの廃棄証明書又は消去証明書の書面による提供を求めることができます。

■その他

第18条（免責）

石川県は、外部連携サービスの提供やデータ利用等においてサービス連携事業者に損害が発生したとしても、石川県に故意、重過失がない限り当該損害について一切の法的責任を負わないものとします。

2 サービス利用者が本サービスを使用する環境や通信状況の変化その他の外部的事情により、サービス品質が低下する場合があることにつき、サービス連携事業者はあらかじめ了承するものとします。

3 サービス連携事業者が本規約に違反したことにより第三者に損害が生じ、当該第三者が損害賠償請求その他の請求をする場合、サービス連携事業者の責任によるものとし、石川県は当該損害賠償請求その他の紛争に関与せず、その責任を一切負わないものとします。

第19条（本サービスの終了）

石川県が、本サービスの提供を終了する場合、少なくとも連携事業者には7ヶ月前、一般サービス利用者には6か月前に通知することとします。

第20条（準拠法、裁判管轄）

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

本サービスに関して石川県との間に生じる一切の紛争は、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本利用規約は令和6年6月25日から適用します。

本利用規約の改定は令和6年10月7日から適用します。

本利用規約の改定は令和7年3月26日から適用します。

本利用規約の改定は令和7年9月30日から適用します。

本利用規約の改定は令和7年10月1日から適用します。

本利用規約の改定は令和 8 年 2 月 18 日から適用します。